

令和 7 年 3 月 11 日
長 崎 県 水 産 部

くろまぐろの割当量の融通について

対馬市漁業協同組合長会及び五島漁業協同組合長会から、長崎県資源管理方針別紙 1-1 第 4 及び同別紙 1-2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」について（令和 7 年 2 月 14 日変更）（以下、「県計画」という）第 3 の 6 の規定に基づき、海区間の割当量の融通について協議が調った旨の報告がありましたので、その内容を公表します。

<配分前>

県計画第 3 の 2 の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
対馬海区の小型魚割当量	377.699 トン	17.189 トン	394.888 トン
五島海区の小型魚割当量	89.610 トン	23.329 トン	112.939 トン

<配分後>

県計画第 3 の 2 の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
対馬海区の小型魚割当量	370.937 トン	16.951 トン	387.888 トン
五島海区の小型魚割当量	95.610 トン	24.329 トン	119.939 トン